

## 奈良工業高等専門学校教学 IR 室規程

令和4年9月8日制定

### (設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という）の校長の下に、教学 IR 室を置く。

### (目的)

第2条 教学 IR 室は、本校の運営にかかる意思決定及び本校の教育の改善を支援することを目的とする。

### (業務)

第3条 教学 IR 室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 教育内容・方法の改善にかかる各種情報の管理・分析に関すること。
- 二 教育課程・制度等への改善にかかる意思決定支援に関すること。
- 三 教育の質保証支援に関すること。
- 四 その他前条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

### (組織)

第4条 教学 IR 室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 教学 IR 室長（以下「室長」という。）
  - 二 教学 IR 室員（以下「室員」という。） 若干名
- 2 室長及び室員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 3 室長は、専任教員のうちから校長が指名する。
  - 4 室員は、専任教員のうちから室長が指名する。

### (構成員以外の者の参加)

第5条 室長が必要と認めたときは、構成員以外の者を教学 IR 室に参加させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (情報の収集)

第6条 室長は、第3条各号に掲げる業務の必要に応じて、各課の長に情報の提出を依頼することができる。

- 2 前項の規定により、情報の提出依頼のあった各課の長は、原則として提出するものとする。

### (情報の管理)

第7条 教学 IR 室は、取り扱う情報の管理にあたっては、情報セキュリティ管理委員会の支援を受けて行う。

- 2 取り扱う情報における個人情報の取扱いは、独立行政法人国立高等専門学校機構個人情報管理規則及び奈良工業高等専門学校の保有する個人情報の管理等に関する規程の定めるところによる。

3 本校の諸規程により守秘義務を課す情報の取扱いは、当該諸規程の定めるところによる。

(情報の利用の制限)

第8条 取り扱う情報は、校長及び室長が特に必要と認める場合を除き、第3条各号に掲げる業務以外に用いてはならない。

(事務)

第9条 教学 IR 室に関する事務は、総務課の協力を得て、学生課で行う。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。